「奈良市鴻ノ池運動公園」ネーミングライツ・スポンサー
募　集　要　項

奈良市では、市有施設である「奈良市鴻ノ池運動公園」における愛称命名権者（以下、ネーミングライツ・スポンサーという。）を、以下のとおり募集します。

１．　目的

本市の奈良市鴻ノ池運動公園及び公園内の施設への愛称命名権（以下「ネーミングライツ」という。）により、民間の資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることを目的とします。

２．　募集概要

別に定める「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に沿って募集するものとし、施設特定募集型として手続きを行います。条例上の施設名称については変更しませんが、市はネーミングライツ導入後においては、法令及び要項等で特別に定められている場合を除いて、愛称を積極的に使用します。

なお、愛称の命名および（３）に記載するスポンサー特典の権利行使においては、スポンサー本人の商号や、直接商標権を有する商品名やロゴに関するものを原則とします。

（１）対象施設

奈良市鴻ノ池運動公園（奈良市法蓮佐保山四丁目 1516 番地の 1）

（２）募集金額及び期間等

① 募集金額（税込）

年額 10,000,000 円以上　（契約金額は愛称使用期間に応じた算定となります。）

② 愛称使用開始日

平成 28 年 10 月 1 日を目安とし、協議により決定

③ 愛称使用期間

愛称使用開始日から 5 年以上 10 年以内の期間

（毎年 3 月 31 日を以って 1 年とし、初年度は月割按分とします。）

④ 納付方法

毎年度ごとに本市の指定する期日までに各年度分を納付

（３）スポンサー特典

①　施設命名権

「鴻ノ池運動公園」のネーミングライツとは別に、公園内各スポーツ施設（9 施設）の愛称を付与することができます。（必須ではありません。）ただし、愛称変更に伴う費用負担は、（５）に記載のとおりです。また、公園の愛称とともに、施設の愛称も併せて審査いたします。

②　施設名称表示権

ア　施設屋外部分（『別紙２　屋外広告物の設置に関する制限』を参照のこと）

イ　施設内壁面（場所・大きさ・仕様・箇所数は別途協議による）

（４）名称の浸透・定着支援

スポンサー決定後、愛称の浸透・定着のため以下の支援を行います。

① 各報道機関への資料配布等によるマスコミへの浸透

② 本市広報誌への掲載、各種媒体における名称使用の周知による市民及び利用者への浸透

（５）ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とスポンサーとの費用負担は、次によるものとします。

区分	費用負担	
	市	スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更※１		○※２
契約期間終了後の原状回復		○※２
パンフレット、封筒等の印刷物やＨＰの表示変更※３	○	

※１　敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示については行い、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※２　スポンサーが負担する費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※３　市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、スポンサーと協議のうえ変更時期を決定するものとします。

３．　応募資格

本市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループが応募できるものとします。

ただし、次の事項に該当する団体は応募できないものとします。

①　政治団体、宗教団体

②　公職(※)にあるものが役員を務める団体

③　奈良市広告掲載基準第２条に定める規制業種・事業者

④　応募書類の提出時点で、公租公課を滞納している団体

※公職とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

４．　現地説明会

本募集に関する現地説明会を次の日程で実施いたします。

平成２８年３月８日（火）午前１０時～　（集合）鴻ノ池陸上競技場スタンド正面入口付近

- 応募に際して、説明会への出席は必須ではありません。
- 参加を希望される方は、３月４日（金）までに、問い合わせ先へ必ずご連絡下さい。
- 参加希望者が不在の場合は説明会の開催はありません。

５．　質疑応答

本募集に関する質問については、指定の質問票（様式３）に記入のうえ、平成２８年３月１日（火）から平成２８年３月１１日（金）までの期間、下記のメールアドレスにて受付します。メールのタイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送付してください。回答は順次、市ホームページに掲載します。

６．　申込手続き

（１）申込方法

（３）に掲げる提出書類を、（５）の申込先へ、期間中に持参又は郵便書留により、郵送してください。

（２）提出部数 各１部（なお、提出された書類は返却しません。）

（３）提出書類

①　申込書（様式１、２）

②　納税証明書（写し）

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）

［奈良市市民税課で証明］

当該年度分と過去２年分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去２年分）

・奈良市外の事業者［国税納税地を管轄する税務署で証明］

その３、その３の２又はその３の３

③　商業登記履歴事項全部事項証明書（写し）（発行後３か月以内のもの。）

④　印鑑登録証明書（原本）（発行後３か月以内のもの。）

⑤　その他（会社概要がわかるパンフレット等）

（４）申込期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月31日（木）まで。

※　持参の場合は平日（祝日を除く）午前9時から午後5時までにお越しください。郵送の場合は、申込期間内必着とします。

（５）申込先

〒630－8580　奈良市二条大路南一丁目１番１号　奈良市役所

市民活動部スポーツ振興課　　鴻ノ池運動公園ネーミングライツ申込　宛

mail：sportsshinko@city.nara.lg.jp

７．　審査・優先交渉権者・決定

（１）審査

審査は「奈良市ネーミングライツ審査委員会」（以下「審査委員会」と言う。）が行います。

応募者が１者の場合でも審査委員会で審査を行い、複数応募があった場合は優先交渉権者の決定と併せて、次点以下の交渉順についても決定します。

（２）決定

審査の後、市は審査の内容・結果を尊重するとともに、「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、契約相手方について決定します。

８．　優先交渉権者との協議

市は審査により優先交渉権者として決定した者と協議を行います。また、優先交渉権者との協議が整わず、当該優先交渉権者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。

９．　契約

優先交渉権者と協議のうえ、契約を締結します。

１０．　契約の解除

契約当事者の事情・瑕疵により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。スポンサーの事情・瑕疵による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー負担とします。

１１．　問合せ先

市民活動部スポーツ振興課　　電話：0742-34-5376　FAX：0742-34-4765

mail：sportsshinko@city.nara.lg.jp

※ネーミングライツガイドライン等については、市ホームページを参照ください。

※施設の概要については、下記ページをご覧ください。

（屋外施設）長谷川体育施設・キタイ設計グループ　http://kounoike-stadium.com

（屋内・武道施設）奈良市総合財団　http://www.nspf.jp/index.php

【別紙１】

奈良市鴻ノ池運動公園ネーミングライツ募集における施設資料

（１）公園の沿革

年　月	内　　容
昭和 30 年 4 月	鴻ノ池球場　竣工
昭和 46 年 4 月	鴻ノ池運動公園　供用開始
昭和 47 年 6 月	中央体育館　竣工
昭和 49 年 9 月	中央武道場　竣工
昭和 53 年 3 月	弓道場　竣工
昭和 53 年 5 月	中央第二体育館　竣工
昭和 58 年 3 月	鴻ノ池陸上競技場（主競技場、補助競技場）　竣工 鴻ノ池球場　改装
昭和 59 年 3 月	鴻ノ池陸上競技場（投てき練習場）　竣工
昭和 59 年 9 月	第 39 回国民体育大会（わかくさ国体）秋季大会　開催 鴻ノ池陸上競技場にて総合開会式　挙行
昭和 60 年 4 月	鴻ノ池コート　竣工
平成 2 年 9 月	中央第二武道場、鴻ノ池相撲場　竣工
平成 21 年 5 月	鴻ノ池陸上競技場　改装（座席工事・トラック張替え改修等）
平成 21 年 7 月	全国高等学校総合体育大会（2009 近畿まほろば総体）開催 鴻ノ池陸上競技場にて総合開会式　挙行
平成 22 年 12 月	第 1 回奈良マラソン　開催
平成 25 年 4 月	鴻ノ池陸上競技場（多目的広場）　竣工
平成 27 年 4 月	中央体育館　改装（フロア床研磨）

（２）指定管理者

平成 27 年 4 月より、屋外施設については「長谷川体育施設・キタイ設計グループ」、屋内施設については、「奈良市総合財団」が指定管理者となっています。

（屋外施設）鴻ノ池陸上競技場、鴻ノ池球場、鴻ノ池コート

（屋内施設）中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、弓道場、鴻ノ池相撲場

（３）施設利用者数

		利用者数(人)	
施設名		平成 26 年度	平成 25 年度
施設 1 (鴻ノ池陸上競技場)	主競技場	(※1)　135,336	196,082
	補助競技場	110,401	104,954
	投てき練習場	21,085	16,171
	多目的広場	16,819	(※2)　6,125
施設 2　(中央体育館)		(※1)　100,619	180,852
施設 3　(鴻ノ池球場)		34,416	36,807
施設 4　(鴻ノ池コート)		47,502	41,701
施設 5　(中央第二体育館)		(※1)　27,700	59,608
施設 6　(中央武道場)		65,487	63,753
施設 7　(中央第二武道場)		40,340	43,347
施設 8　(弓道場)		20,579	19,764
施設 9　(鴻ノ池相撲場)		592	521

※1… 26 年度改修工事等で供用停止期間あり

※2… 25 年 8 月より供用開始

（４）主な施設概要

（施設１）鴻ノ池陸上競技場

指定管理者	長谷川体育施設・キタイ設計グループ
所在地	奈良市法蓮佐保山四丁目 5 番 1 号
総面積	34,863 ㎡
竣　工	昭和 58 年 3 月 31 日
主なイベント （平成２７年度）	【マラソン】奈良マラソン(12 月)　約 2 万人の来場者 【陸　　上】近畿中学校総合体育大会、近畿陸上選手権 【サッカー】奈良クラブ（JFL）2015 シーズン 10 試合 (1 試合平均観客数 1,672 人) 【ラグビー】ジャパンラグビートップリーグ 1 試合 （近鉄 vs 東芝　観客 6,152 人）
利用者数	196,082 人（平成 25 年度）
その他	県内唯一の第一種公認陸上競技場、奈良クラブホームスタジアム

（施設２）中央体育館

指定管理者	奈良市総合財団
所在地	奈良市法蓮佐保山四丁目１番３号
建物面積	6,002.36 ㎡
延床面積	2,042.18 ㎡
竣　工	昭和 47 年 6 月 3 日
主なイベント （平成２７年度）	【バスケット】バンビシャス奈良（bj リーグ） 2015-16 シーズン 6 試合　（1 試合平均観客数 1,344 人） 【剣道・バスケット】近畿中学校総合体育大会 他、各競技　近畿大会、県大会、市大会実施
利用者数	180,852 人（平成 25 年度）
その他	バンビシャス奈良ホームアリーナ

（５）公園全体図

※　図中の施設名称は体育施設条例における正式名称とは異なります。以下の対照表を参照してください。

※　図中の「補助競技場」、「投てき練習場」および「多目的広場」は「鴻ノ池陸上競技場」施設の一部となります。

（施設名称対照表）

<table>
<tr><th colspan="3">体育施設条例　施設名称</th><th rowspan="2">要項、別紙、申込書での表記</th><th rowspan="2">全体図内の表記</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>区分名</th></tr>
<tr><td rowspan="4">施設 1</td><td rowspan="4">奈良市
鴻ノ池陸上競技場</td><td>主競技場</td><td rowspan="4">鴻ノ池陸上競技場</td><td>陸上競技場</td></tr>
<tr><td>補助競技場</td><td>補助競技場</td></tr>
<tr><td>投てき練習場</td><td>投てき練習場</td></tr>
<tr><td>多目的広場</td><td>多目的広場</td></tr>
<tr><td>施設 2</td><td colspan="2">奈良市中央体育館</td><td>中央体育館</td><td>中央体育館</td></tr>
<tr><td>施設 3</td><td colspan="2">奈良市鴻ノ池球場</td><td>鴻ノ池球場</td><td>野球場</td></tr>
<tr><td>施設 4</td><td colspan="2">奈良市鴻ノ池コート</td><td>鴻ノ池コート</td><td>テニスコート</td></tr>
<tr><td>施設 5</td><td colspan="2">奈良市中央第二体育館</td><td>中央第二体育館</td><td>中央第二体育館</td></tr>
<tr><td>施設 6</td><td colspan="2">奈良市中央武道場</td><td>中央武道場</td><td>中央武道場</td></tr>
<tr><td>施設 7</td><td colspan="2">奈良市中央第二武道場</td><td>中央第二武道場</td><td>中央第二武道場</td></tr>
<tr><td>施設 8</td><td colspan="2">奈良市弓道場</td><td>弓道場</td><td>弓道場</td></tr>
<tr><td>施設 9</td><td colspan="2">奈良市鴻ノ池相撲場</td><td>鴻ノ池相撲場</td><td>相撲場</td></tr>
</table>

【別紙２】

公園名・施設名表示看板等の屋外広告物の設置に関する制限

（１）　屋外広告物の掲出に関する法的制限等について

①　用途地区について

鴻ノ池運動公園は、奈良市風致地区条例により第二種風致地区に指定された地域です。屋外広告物等の掲出に当たっては、周辺の景観と調和するデザインとしてください。また、公園名やスポーツ施設の名称表示看板（以下「サイン」という。）も原則として屋外広告物であり、奈良市屋外広告物条例の制限対象となります。掲示の方法については関連法令を遵守した方法となります。

②　制限事項の抜粋

掲出方法によって関連する法令は様々ですが、看板設置に関する基本的な制限の抜粋は次のようなものがあります。

(ア) 面積に関する制限

屋外広告物１個当たりが最大４㎡以下であり、制限対象に加算される広告物の合計面積が同一敷地内（鴻ノ池運動公園全体）で７㎡以下となるようにしてください。

(イ) 色彩に関する制限

設置する広告物の色彩については、彩度（マンセル値）に制限があります。

色彩・彩度基準表		
色相	彩	度
		地色に使用する場合
0.1R～10.0R	12.0 以下	10.0 以下
0.1YR～10.0YR	12.0 以下	10.0 以下
0.1Y～10.0Y	10.0 以下	8.0 以下
0.1GY～10.0GY～10.0G	8.0 以下	
0.1BG～10.0BG	8.0 以下	7.0 以下
0.1B～10.0B～10.0PB	8.0 以下	
0.1P～10.0P	8.0 以下	
0.1RP～10.0RP	10.0 以下	8.0 以下

R：赤、YR：オレンジ、Y：黄、GY：黄緑、G：緑、BG：青緑、B 青、PB：青紫、P：紫、RP：赤紫

(ウ) その他の制限の抜粋

- 屋上広告物は設置できません
- 特定商品名のみを表示するものは設置できません

（２）　公園内の屋外広告物（施設名サイン）設置箇所図

※　図中の記載名称は体育施設条例における施設名とは異なります。（別紙１）の施設名称対照表を参照してください。

（３）　公園名サインの掲出方法

＜掲出の条件＞

① 決定した公園名については、園内にサインを新設することができます。
② 当該サインについては屋外広告物としての規制を受けるため、使用できる色彩や設置方法には制限があります。また、原則として風致地区における広告物の設置の許可制限面積等の対象となるため、提案の際は制限対象となるサイン全てにおいて、規制の範囲内で提案をしてください。
③ サインの新設箇所については（２）設置箇所図の指定範囲を基準に、設置候補箇所の例示などを参考に検討してください。
④ 新名称のサインは複数箇所への設置も可能ですが、個別、合計ともに屋外広告物に関する制限面積内で行って下さい。
⑤ 設置するサインについては、耐久性と安全性が確保出来る構造としてください。
⑥ 中央駐車場入口付近の公園全体案内図については、名称の浸透と公園利用者の混乱を避けるため、新たな名称への変更を必ず行ってください。また、園内に点在する案内表示板についても、対象となるものは原則として新名称への変更をお願いします。

＜新設サイン設置箇所の例示＞

候補１　公園中央部交差点

掲 出 箇 所	交差点　壁面

候補２　中央駐車場入口

掲 出 箇 所	駐車場入口付近　植栽部分

＜全体案内図設置箇所＞

掲 出 箇 所	中央駐車場入口付近

（４）　鴻ノ池運動公園内スポーツ施設の施設名表示サインの掲出方法

＜掲出の条件＞

① スポーツ施設への施設名サインの掲示については、以下の写真に示す箇所において、原則として既存サインが設置されている場合は同等規模、既存サインがない場合は指定の箇所において設置するものとします。
② 当該サインについても屋外広告物としての規制を受けるため、使用できる色彩や設置方法には制限があります。
③ 既存サインと同等規模での設置の場合、原則として屋外広告物の設置許可制限面積には含まれないものとしますが、設置する内容によっては制限対象物となる場合があるため、スポンサーとしての決定以後に協議のうえ設置するものとします。
④ 設置するサインについては、耐久性と安全性が確保できる構造としてください。

＜掲出箇所＞

施設１　鴻ノ池陸上競技場

掲 出 箇 所	主競技場　メインスタンド　正面表示サイン

施設２　中央体育館

掲 出 箇 所	入口正面サイン　及び　駐車場入口看板

施設３　鴻ノ池球場

掲 出 箇 所	メインスタンド　正面表示サイン

施設４　鴻ノ池コート

掲 出 箇 所	駐車場内　植栽部分（新設）

施設５　中央第二体育館

掲 出 箇 所	歩道沿い看板（２面）

施設６　中央武道場

掲 出 箇 所	歩道沿い看板（２面）　※写真は工事中

施設７　中央第二武道場

掲 出 箇 所	歩道沿い看板（２面）

施設８　弓道場

掲 出 箇 所	施設入口看板

※施設９　鴻ノ池相撲場は現状看板設置が無いため省略します。